

山梨県公立高等学校専攻科修学支援金支給要領

第一章

総則

(定義)

第1条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 高等学校専攻科

山梨県内の公立高等学校に設置する専攻科の学科のうち、次のいずれかの要件を満たすもの

ア 大学への編入学基準を満たす課程を有する学科

なお、ここでいう「大学」とは、短期大学を含むこととし、ここでいう「編入学基準を満たす課程」とは、平成28年文部科学省告示第63号又は第64号に定める基準を満たすものとする。

イ 国家資格者養成課程を有する学科

なお、ここでいう「国家資格」とは、資格のうち、法令において当該資格を有しない者は当該資格に係る業務若しくは行為を行い、若しくは当該資格に係る名称を使用することができないこととされているもの又は法令において一定の場合には当該資格を有する者を使用し、若しくは当該資格を有する者に当該資格に係る行為を依頼することが義務付けられているものをいう。

(2) 高等学校等専攻科

高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等の専攻科

(3) 生計維持者

生計維持者とは、生徒に父母がいる場合は当該父母とし、生徒に父母がいない場合又は生徒が次に掲げる者である場合は当該生徒（当該生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあつては、当該他の者）とする。

ア 満十八歳となる日の前日において児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第四十一条に規定する児童養護施設に入所していた者

イ 満十八歳となる日の前日において児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第四十三条の二に規定する児童心理治療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設に入所していた者

ウ 満十八歳となる日の前日において児童福祉法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者

エ イ又はウに掲げる者に準ずるものとして適切と認められる者に掲げる者に準ずるものとして適切と認められる者

【令和3年度以前入学者に係る経過措置について】

令和3年度以前に当該当該高等学校等専攻科に入学した生徒については、「生計維持者」とあるのは、「令和4年4月1日改正前の規定による保護者等」と読み替えるものとする。

例1) 令和3年度以前に当該高等学校等専攻科に入学した時点で、未成年の生徒
令和4年4月1日時点で全員が成年年齢となり父母の親権に服さなくなるため、令和4年4月1日の前後において判定における取扱いが変更とならないよう、引き続き、「令和4年4月1日改正前の規定による保護者等」(生徒に父母がいるが、改正前に親権者であった者が1名である場合、当該親権者であった者1名)の算定基準額により判定することとする。

例2) 令和3年度以前に当該高等学校等専攻科に入学した時点で、成年の生徒
引き続き、本人又は主たる生計維持者(1名)の算定基準額により判定することとする。

第二章

高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)

(趣旨)

第2条 この要領は、高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和2年4月1日 文部科学大臣決定)及び高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)の取扱いについて(令和4年4月1日3文科初第2543号)に基づき、公立高等学校の専攻科に在学する低所得世帯の生徒の授業料に対し、予算の範囲内において山梨県公立高等学校専攻科修学支援金(以下「専攻科修学支援金」という。)を支給することについて、必要な事項を定める。

(支給の対象)

第3条 高等学校専攻科に在学する生徒への修学を支援するために、次の各号のすべてに該当する者に対して、在学する高等学校の授業料に充てることを条件に専攻科修学支援金を支給する。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 高等学校等専攻科を終了していない者
- (3) 高等学校等専攻科に在学した期間が通算して24月を超えない者

在学期間は、その初日において高等学校等専攻科に在学していた月を一月として計算することとし、次に掲げる期間は通算しないものとする。

- ・日本国内に住所を有していなかった期間(その初日において日本国内に住所を有していなかった月を一月として計算し、専攻科支援金の支給を受けることのできた月を除く。)
- ・高等学校等専攻科を休学していた期間(令和2年4月1日以前に高等学校等専攻

科を休学していた期間を含む。)

- (4) 生計維持者の収入状況に照らして経済的負担を軽減する必要があると認められる者として、以下の算式により算出された額(算定基準額)(生計維持者が2人の場合は、それぞれの算定基準額について100円未満の端数の切捨てまで計算した後、当該額を合算した額)が以下の区分に該当する者

【算式】市町村民税の所得割の課税所得額※1(課税標準額)×6%－調整控除の額※2

※1 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成二十二年政令第百十二号)第一条第二項第一号に規定する所得金額等の合計額とする。

※2 政令指定都市に市民税を納税している場合は、調整控除の額に3/4を乗じた額となる。

区分1:生計維持者の算定基準額が100円未満である者

区分2:生計維持者の算定基準額が51,300円未満である者(区分1に該当する者を除く。)

※ 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二百九十五条第一項各号に掲げる者又は同法附則第三条の三第四項の規定により同項に規定する市町村民税の所得割を課することができない者については、算式に基づき算定された額は0円とする。

※令和4年7月支給分以降は、専攻科支援金の支給を受けようとする生徒本人が早生まれであり、特定扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合(生計維持者が当該早生まれの生徒を自己の地方税法第二百九十二条第一項第九号に規定する扶養親族とする場合に限る。)は、当該早生まれの生徒の判定に用いる課税標準額から12万円(特定扶養控除と扶養控除の差に相当する額)を減じることとする。この場合の算式は以下の通り。

【算式】(市町村民税の所得割の課税所得額－12万円)×6%－調整控除の額

※令和4年7月分～令和5年6月分の判定においては、平成15年1月2日～4月1日生まれの者が該当

令和5年7月分～令和6年6月分の判定においては、平成16年1月2日～4月1日生まれの者が該当

- 2 前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、各号に定める時点から専攻科修学支援金を支給しない。ただし、災害、疾病その他のやむを得ない事由があると都道府県が判断した場合は、この限りではない。
- (1) 退学・停学(無期限又は三か月以上のものに限る。)の処分を受けた者については、処分を受けた翌月
- (2) 一の年度における修得単位数が学校の定める当該年度の標準修得単位数の5割以下の者については、翌年度の四月
- (3) 一の年度における出席率が5割以下の者については、翌年度の四月
- 3 学校長は、前項に該当しないことの確認のため様式1「個人対象要件証明書」を作成し、翌年度の4月10日までに教育長に提出する。ただし、(1)に該当することとなった場合には、直ちに教育長に提出する。

(支給期間)

第4条 専攻科修学支援金の支給期間は最大で24月とする。

(受給資格の認定)

第5条 専攻科修学支援金の支給を受けようとするときは、受給資格認定申請書（第1号様式）に、生計維持者の個人番号カードの写し等または課税所得額（課税標準額）や市町村民税の調整控除額等を証明する書類（以下「課税証明書等」という。）を添付して、学校長を通じて山梨県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に対し、専攻科修学支援金受給資格の認定を申請し、その認定を受けなければならない。

なお、所得確認を行う生計維持者の全員又は一部が住民税の賦課期日(1月1日)に日本国内に在住しておらず、課税状況の確認ができない場合は、補助の対象とはせず、生計維持者の全員の最新の課税証明書等が確認できる場合に限って、対象とする。

(収入状況の届出)

第6条 専攻科修学支援金の受給資格を有する生徒は、収入状況届出書（第1号様式）（以下「届出書」という。）に課税証明書等を添付し、毎年7月10日までに学校長を通じて教育長に提出しなければならない。ただし、受給資格の認定時に保護者等の個人番号カードの写し等を提出している場合には提出を要しない。

2 前項の規定にかかわらず、専攻科修学支援金の受給資格を有する生徒は、生計維持者について変更があったときは、届出書等を速やかに学校長を通じて教育長に提出しなければならない。ただし、既に当該生計維持者の個人番号カードの写し等または課税証明書等を提出している場合にあっては、これを添付することを要しない。

(専攻科修学支援金の額)

第7条 専攻科修学支援金の額は、第5条の認定を受けた者（以下「受給権者」という。）がその初日において当該認定に係る高等学校（以下「支給対象高等学校」という。）に在学する月について、月を単位として支給されるものとし、その額は、第3条第1項(4)区分1に該当する者については支給対象高等学校の授業料の月額に相当する額、区分2に該当する者については同月額に相当する額の2分の1の額とする。

(専攻科修学支援金の支給等)

第8条 専攻科修学支援金の支給は、受給権者が第5条の認定を受けた月から始め、当該専攻科修学支援金を支給すべき事由が消滅した月で終わる。

2 専攻科修学支援金の支給を受けようとする者が第3項に規定するやむを得ない理由により第5条の認定の申請をすることができなかつた場合において、やむを得ない理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、やむを得ない理由により当該申請をすることができなくなった日を申請日とみなして、前項の規定を適用する。

3 前項に規定するやむを得ない理由は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 生徒が交通事故又は傷病により長期にわたり欠席したとき。
- (2) 災害により被害を受け、申請することが困難なとき。
- (3) その他、教育長がやむを得ないと認めたとき。

第9条 教育長は、受給権者の了承のもと、受給権者に支給すべき専攻科修学支援金を当該受給権者の授業料に充てることとし、そのことをもって当該受給権者に対し、専攻科修学

支援金の支給があったものとする。

(専攻科修学支援金の支給の停止等)

第10条 専攻科修学支援金は、受給権者が支給対象高等学校を休学した場合において、受給権者が、教育長に支給停止申出書(第2号様式)により申出たときは、その申出をした日の属する月の翌月から支給を停止する。

2 前項により停止した支援金の支給を再開するときは、支給再開申出書(第3号様式)に課税証明書等を添付し、学校長を通じて教育長に提出しなければならない。ただし、既に課税証明書等を提出している場合にあっては、これを添付することを要しない。

(支払いの一時差止め)

第11条 受給権者が正当な理由がなく第6条の規定による届出をしないときは、専攻科修学支援金の支払いを一時差し止めることができる。

第三章 家計急変制度

(趣旨)

第12条 家計急変により生計維持者の収入が減少した世帯に対して、専攻科支援金(以下「通常の専攻科支援金」という。)の支給額に反映されるまでの間、都道府県が家計急変世帯への支援として実施した専攻科支援金の支給に要した経費についても補助の対象とする。

(支給の対象)

第13条 家計急変支援の対象となる具体的な事由として、主なものは、以下のとおり。

- ① 負傷・疾病による療養のため勤務できないこと(その後90日以上就労困難)
- ② 自己の責めに帰することのできない理由による離職
- ③ 被災により就労困難等となった場合

なお、被雇用者以外の個人事業主等や会社役員についても対象となる。自己の責めに帰する理由による自己都合退職、定年退職等は対象外。

(支給期間)

第14条 在学中だけでなく、入学前に発生した家計急変事由により収入が減少している状態が入学時まで継続している場合(審査時の課税所得に家計急変事由による収入減少が反映されていない場合)も対象となる。

(受給資格の認定)

第15条 家計急変事由により、生計維持者の収入が減少し、家計急変事由発生後の収入状況から算出した推計年収が約380万円未満相当となった場合

- ・通常の専攻科支援金を受給していない者(世帯年収が380万円以上程度の世帯)の推計年収が約380万円未満相当となる場合
- ・通常の専攻科支援金の区分2の金額を受給している者(世帯年収が270～380万円未満程度の世帯)の推計年収が約270万円未満相当となる場合

(収入状況の届出)

第16条 初回審査時家計急変事由発生後の3か月の収入状況から所定の算定方法を用いて算出する。ただし、入学前に家計急変事由が発生した場合など、家計急変事由が発生し

てから4か月以上経過している場合は申請月※の前3か月の収入状況で算出する。

※すでに通常の専攻科支援金の受給権者で、月の初日より後に申請している場合は、その翌月

・収入状況確認時

初回審査後の7月及び1月には収入状況確認を行う。7月、1月の前6か月の収入状況から所定の算定方法を用いて算出する。ただし、前6か月に家計急変事由が発生した月が含まれる場合は、家計急変事由が発生した月の翌月以降※の収入状況で算出する。

※家計急変事由が発生した日が月の初日の場合は、当該月以降

ただし、再就職するなどして推計年収が約270万円以上相当(区分2相当)又は約380万円以上相当(支給対象外)に回復すると見込まれることとなった場合は、申請者は必ず届け出る(収入回復届出)必要がある(回復している場合、家計急変支援の支給区分の変更又は終了となる)。なお、推計年収が約270万円以上相当(区分2相当)に回復すると見込まれることとなった場合は、収入回復届出のほか収入証明書類の提出が必要となる。

(専攻科修学支援金の支給等)

第17条 通常の専攻科支援金の額と同じ。

※通常の専攻科支援金の区分2の金額を受給している場合は、区分1の金額との差額が支給される。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、専攻科修学支援金の支給に関し必要な事項は、高等学校等就学支援金の取扱い、高等学校等就学支援金事務処理要領第V部に準じて行うものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。